

JMITU北部地域支部
ホームページ
http://jmitu-t-hokubu.org/



北部地域支部機関紙 第251号
2023年 7月10日(月曜日)
JMITU(日本金属製造情報通信労組)
東京地方本部 北部地域支部

こんな解雇を許してはいけない

始末書一つ書いたとないMさんに 6月30日で懲戒ないし普通解雇通告

株式会社(豊島区高田)に働くMさん(40代男性)は、車いすバスケットを得意とし、障害者枠で雇用されて8年程になります。
減給の理由を聞いたたら
後から「指導書」が

今年の2月1日「辞令」を渡され2千円の給与の減給をいわれました。減額の理由を聞いたところ詳しくは答えず、その後2月2日に「指導書」を渡されました。指導書の中身は6項目から成り、*自ら学んで業務に取り組む姿勢が見られない。*期待される業務遂行能力が不足している。等、抽象的な指摘で、「減給」される前に具体的な指導を受けたこともありませんでした。

「指導書」に異議がある場合は1週間以内に文書で提出、に従い異議を提出しました。
突然弁護士が出て来て
自宅待機命令が

3月6日突如会社の代理

ものは6年前の出来事で、その時はMさんは「反省文」を提出して終わっています。あとは5年前、4年前、2年前、とそれぞれその時点で特別に指導されたり懲罰の対象ともされていません。6項目の最も新しい今年の2月10日の雪の日の件は、午後から在宅勤務に切り替えた時、会社

は、自宅までの移動時間は労働時間とはならず賃金の対象ではない。Mさんはこれを労働時間と虚偽の申告をした。と言っています。事実Mさんは昼休み時間内に帰宅して午後の勤務を行っています。
弁明日時に書類を持っていきましたが会社はこれを受け取るだけ。団体交渉

の日時がなかなか決まらない状況になっていました。
JMITUに加入
Mさんは地域ユニオンの解決方針に納得できず、そのユニオンを脱退して、JMITUの地域支部に加入しました。
直ちに要求書を作成、

「自宅待機命令通知書」が届きました。
Mさんは全く事態が呑み込めませんでした。
懲戒解雇又は普通解雇?
4日後の3月10日代理人弁護士から、懲戒解雇事由及び普通解雇事由に該当する恐れがあるとする「通知書」が出され、*以上の事実に対して弁明の機会を与えらるから3月22日までに弁明の文書と資料を持って来るようというものでした。

「通知書」は6項目で構成されていて、一番古い

のたたかい

JMITUの女性センターという、東京の女性の連絡会があります。私は幹事として月1回の幹事会に参加しています。6月の幹事会でJMITU加盟の支部(以下 支部)代表のKさんの話を聞く機会がありました。

は、検索エンジンでおなじみの持株会社で、支部は社員で構成されています。を含まれています。

は、IT企業の多くは、コロナ禍でも事業規模を拡大しましたが、現在はその反動で、株価の上昇を狙い人員整理を行っています。そんな中、

日本法人も今年3月、「2週間後までに、割増の退職金をもらって退職

するか決断しろ」というメールを送り、退職勧奨を行いました。このメールは産休や育休中の社員にも送られました。当然育休中の退職など本意ではありませんが、会社の説明不足で、「断れば退職金ももらえず解雇される」と誤解し受け入れてしまった人が少なくとも6名います。また、実際に、退職勧奨を断った人の追い出し部屋への配置転換も行われています。

法律で明示的に禁止されているのは産休育休の取得を理由とした解雇のみで、会社はこのことを盾に

一步も譲らない姿勢ですが、こんな状況での産休育休中の社員の現実的な整理解雇を許しては、安心して子育てできなくなっ

てしまいます。子育てしやすい社会を作ろうとしている時代に、逆行しています。



乳児を抱えての組合活動は実質不可能なので、Kさんが可能な限り全て代わりに行って、当事者はほぼ活動できていません。支部は労働局の指導を求める署名活動を行っています。署名はSNSを通じて広く賛同を呼びかけ、2週間あまりで15,000筆が集まりました。組合員の皆さん、ご支援をお願いします。【I

今月の集合日は、7月23日(日)午前9時30分より本部3F会議室で行います。

最低賃金が2022年10月より、東京都は時給1,072円、埼玉県は時給987円に改定されました。パートやアルバイトでもこれ以下は違法です。組合費は組合活動の土台です。きちんと納入しましょう 組合へ御用の方は「執行委員連絡先」までご連絡ください(2ページに掲載)

こんな相談がありました

有期雇用の3年目に突然の打ち切り通告!

Kさん(女性)は年金の受給だけでは生活を維持できないので、清掃業務(公務員寮)を1日3時間して来ました。3年目に入り3カ月が経過し来年末まで勤務できると安心していました。

6月下旬に派遣会社の管理職がKさんの職場に来て「7月14日で辞めてもらう」と雇用の打ち切りを突然通告され驚きました。

ました。働かないと生活を維持できないので、地元共産党事務所の紹介で北部地域支部に電話で解決の依頼がありました。

雇用契約書、給与明細書などを持って労働基準監督署に向き「雇用継続の希望を伝え」、労基署から派遣会社に「継続雇用する指導」を申し出ることをKさん伝えました。

「■■■■」



投稿写真コーナー 「257系ご健在」



今回は257系の紹介。183と189系特急型の後継で01年に登場し、あずさ、かいじ、湘南青梅中央ライナーで活躍し、末期には新宿さざなみに使用。後継の353系と老朽化で引退し、一部の車両が廃車になり、他の編成と特急ライナー削減であまった兄弟の房総用は、波動用と踊り子用に延命し活躍。鉄道マニアのブログやSNSでは、改造に関して現場と本社で対立。改造は車内は傷んではげて酷いと言う声もありました。写真は新宿で新宿さざなみ4号の延命前の編成で、滅多に出会わない運用で調べて撮りに行き、先頭車の扉なしの車。[■■■■]



ジャンボ大根

今年、市の家庭菜園が

抽選で当たり、2月下旬に種をまき6月15日に収穫した、長さ58cm、胴回り42cm、重さ6kgの春大根です。菜園にいた人たちは「こんな大きな大根見たことない」と、びっくりしていました。めずらしいジャンボ大根ですので投稿させていただきました。

「■■■■」

「面談の経緯」

2月の減給の根拠、「指導書」「通知書」の具体的な説明、自宅待機を解くこと等を要求しました。

5月17日第一回団体交渉の後で会社は再び「通知書」を出してきて、6月30日をもってMさんを懲戒ないし普通解雇とすると通知してきました。

6月28日の団体交渉でも組合からの指摘に、「口頭で指導した。証拠は残っていない」と、具体的事実は何一つ示していません。

こんなことで解雇が許されたら解雇はいくらでもできることになります。

支部は直ちに法的対応に移行すると同時に、支部を上げてこの不当な解雇を撤回させる闘いに取り組みます。

今後の日程

- 7月11日(火)07:15~:工業団地向け早朝宣伝(板橋駅西口)
- 13日(木)18:40~:地協幹事会(ニッカン事務所)
- 18日(火)10:00~:社保協キャラバン(入間市役所)
- 18:30~:地協会計監査(ニッカン事務所)
- 19日(水)10:30~:東京地本定期大会(北とびあ)
- 23日(日)09:30~:第11回組合員集合日(本部3F会議室)
- 13:00~:街頭無料労働相談会(池袋東口)
- 29日(土)10:00~:秋闘第一次討論集会(ニッカン事務所)
- 13:00~:北部地協年次総会(ニッカン事務所)
- 8月6日(日)13:00~:第12回執行委員会(ニッカン事務所)
- 18日(金)10:00~:臨時執行委員会(ニッカン事務所)
- 27日(日)13:00~:第22回定期大会(本部3F会議室)

第22回定期大会のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症になったことから、4年ぶりに本部3F会議室で行うこと致しました。引き続き感染対策を講じて行いますので、ご参集ください。

日時:2023年8月27日13:00~ 本部3F会議室
15:30頃より懇親会を行います。会費 1,000円

執行委員連絡先

委員長:	田中 隆	03-5561-1111
副委員長:	佐藤 健	03-5561-1112
書記長:	鈴木 誠	03-5561-1113
執行委員:	山田 誠	03-5561-1114
執行委員:	田村 誠	03-5561-1115
執行委員:	佐々木 誠	03-5561-1116
執行委員:	高橋 誠	03-5561-1117
執行委員:	斎藤 誠	03-5561-1118
執行委員:	渡辺 誠	03-5561-1119
特別執行委員:	中野 誠	03-5561-1120
特別執行委員:	山本 誠	03-5561-1121
特別執行委員:	佐藤 誠	03-5561-1122
特別執行委員:	鈴木 誠	03-5561-1123
特別執行委員:	山田 誠	03-5561-1124